

積立定期預金《エンドレス型》

1. (預入れ等)

- (1) この預金の預入れは、1回1千円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。
- (2) 現金自動預入・支払機(ATM)による預入れについては、1回あたりの預入れ金額はATMに表示された範囲内とし、ATMが現金を確認したうえで受入れの手続きをします。
- (3) この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. (期間、継続の方法)

- (1) この預金は、預入れの都度、個別の3年後の応答日を最長預入期限とする期日指定定期預金とします。
- (2) 期日指定定期預金は、継続の停止または解約の申出がない限り最長預入期限に元利合計額をもって期日指定定期預金として継続します。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときは、その最長預入期限)までにその旨を申出てください。

3. (預金の支払時期)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払ます。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応答日(通帳記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応答日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
 - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき(次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。)は、最長預入限度を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1か月经過しても解約されなかったときは、満期日の指定がなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時)に預入日から最長預入期限(解約するときは満期日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1

年複利の方法で計算します。

- ① 1年以上2年未満・・・通帳記載の「2年未満」の利率
 - ② 3年以上・・・通帳記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって継続日に指定口座へ入金し、または元金に組入れます。
- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合、または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を積立定期預金共通規定 5. (1) により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (その他)

その他事項につきましては、「積立定期預金共通規定」をご参照ください。

6. (規定の改定)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和2年4月1日現在)